

～ 納税者の視点に立った新しい税制 ～

福 井 県

所得税・住民税に税額控除方式での「^{ふるさと}故郷寄付金控除」を創設

〔提案の趣旨〕

現行制度においては、子どもや高齢者の世代が地方の豊かな環境の中で多くの行政サービスを受けて生活している一方で、税は、働き盛りの世代が数多く移り住んだ大都市圏に支払われるというギャップが生まれている。

現在の税制は、このような「人の循環システム」が考慮されておらず、これを放置したままでは、地方が疲弊するばかりか、わが国社会の発展そのものが大きく阻害される恐れがある。

〔提案の概要〕

生涯を通じた行政サービスと税負担をバランスさせる新しい税制(ライフサイクル・バランス税制)を取り入れていくことが必要である。

そのひとつとして、**所得税・住民税に税額控除方式で「^{ふるさと}故郷寄付金控除」を導入し**、納税者が^{ふるさと}故郷の自治体などへ寄付を行った場合に、これと同額の税を控除する。

〔提案のメリット〕

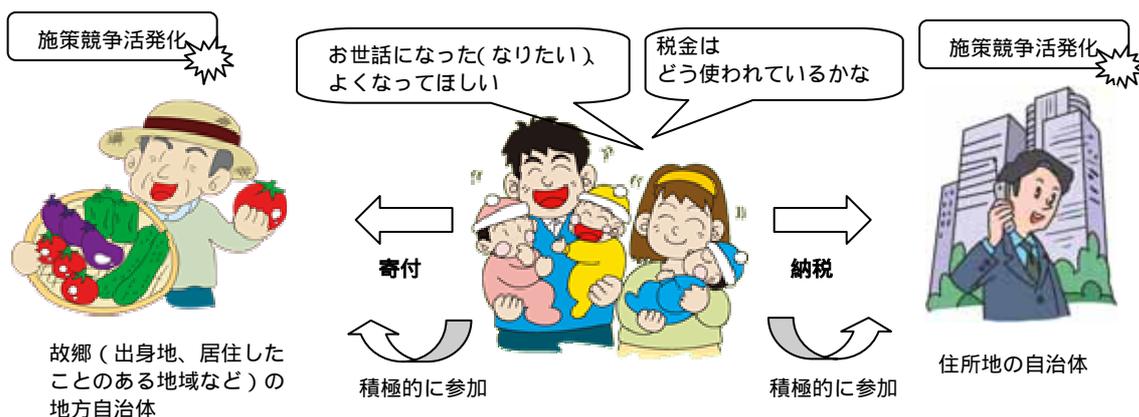
納税者の負担増がなく、納税者の手間、徴税コストが最小限に抑えられる。

納税者の「お世話になった(なりたい)」、「よくなってほしい」など住所地以外への自治体に対する思いを形に表すことができる。

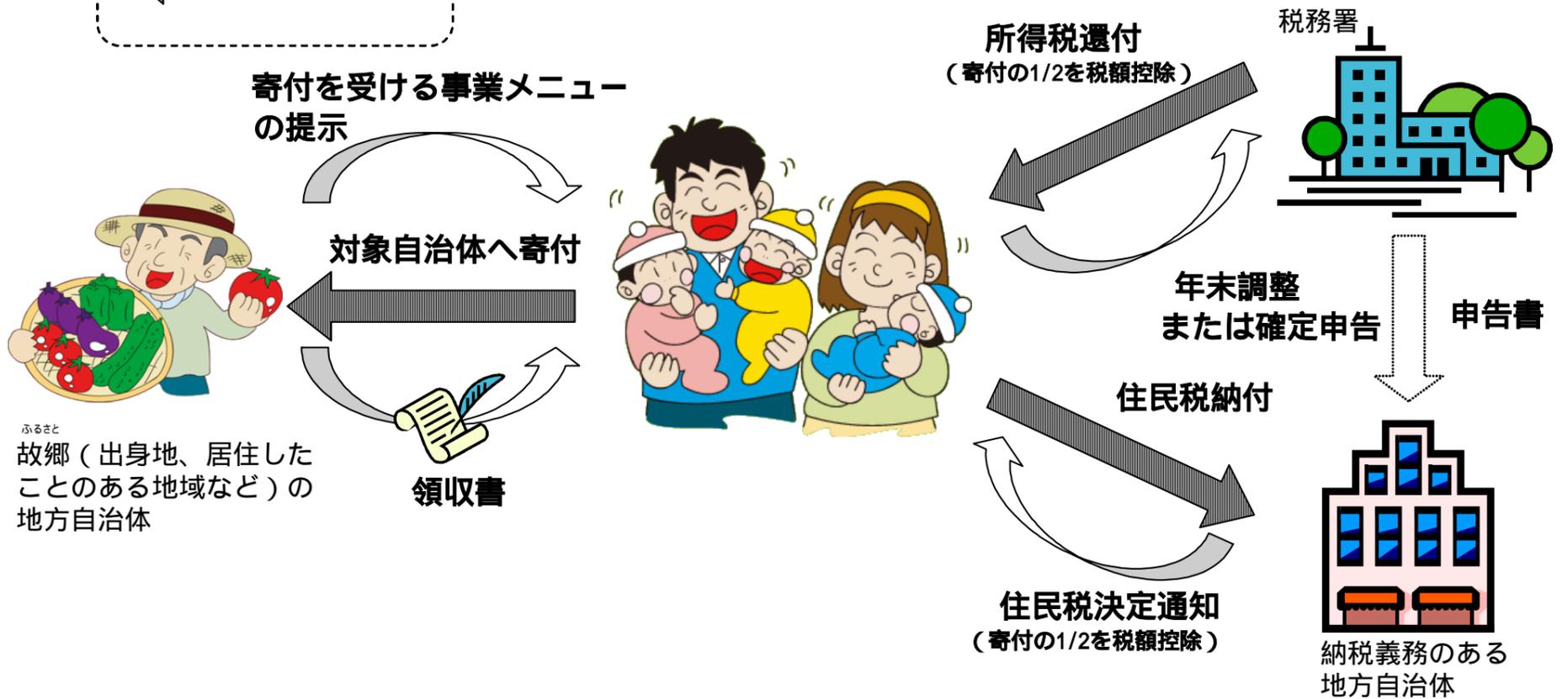
納税者の意思を尊重する、いわば「納税者主権」が実現され、税の使い道に対する意識が飛躍的に高まる。

行政側の施策競争が活発化し、さらには、納税者が、自主的・自発的にまちづくりなどに大きな役割を担うことにつながる。

課税権の帰属を変更することなく、納税者の意思で、国から地方へ、大都市圏から^{ふるさと}故郷へとソフトな形での税の移転を促進する。



ふるさと 故郷寄付金控除について

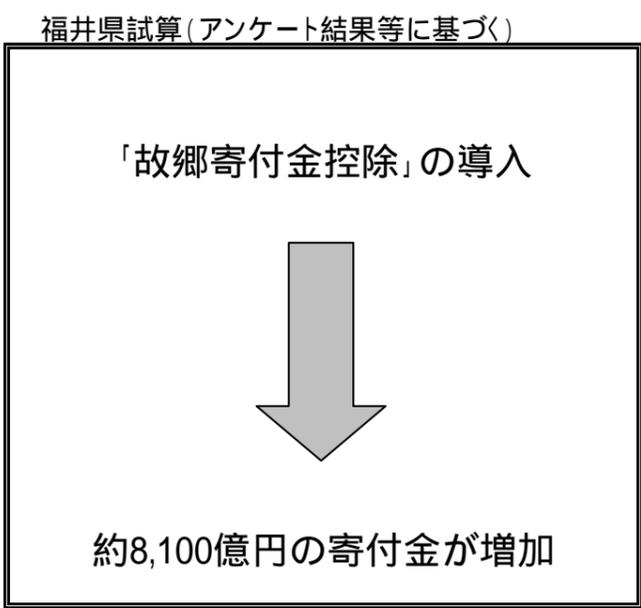
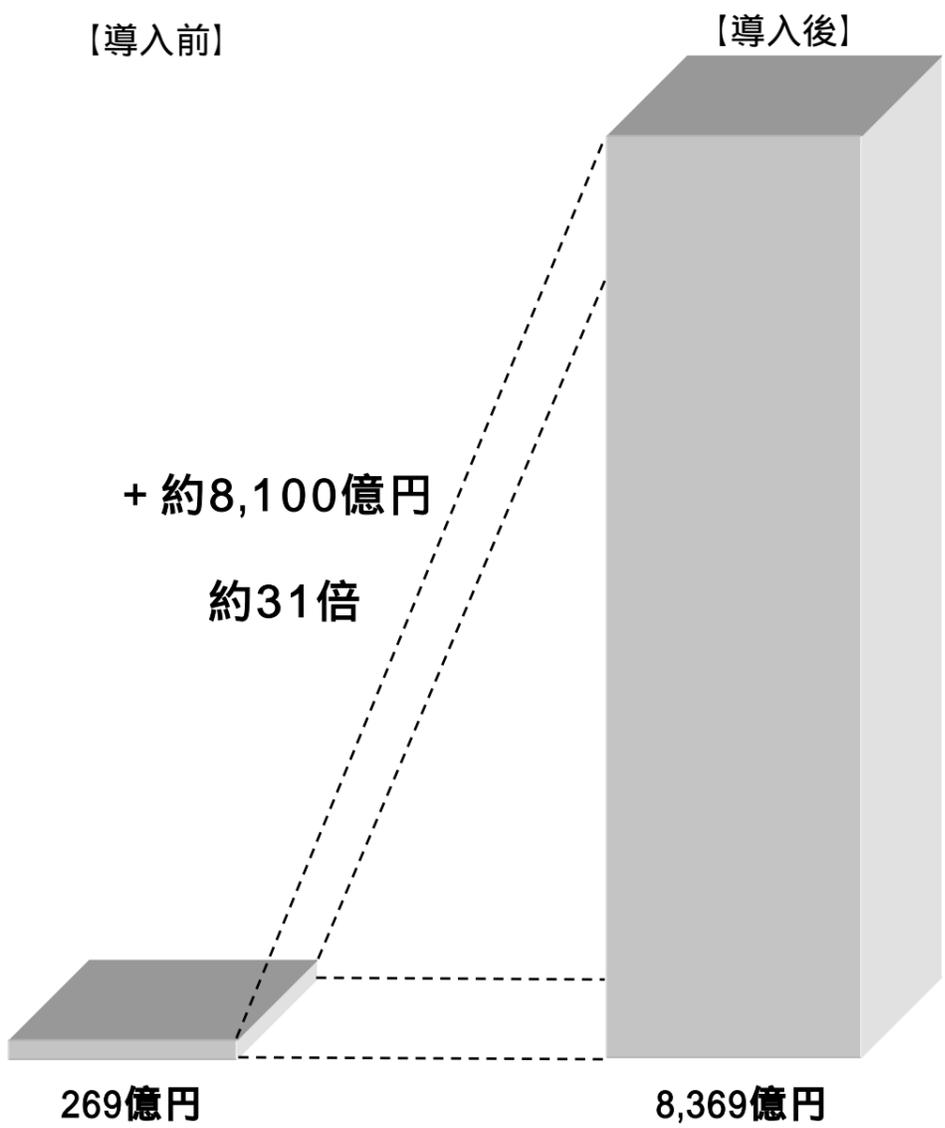


税額30万円（所得税10万円、住民税20万円）のサラリーマン（給与500万円程度）

| 試案 | ふるさと 故郷 (出身地、居住したことのある地域など) の 地方自治体 | 地方自治体(故郷) [寄付金額] | 納税額 | | |
|------------------|-------------------------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|
| | | | 国 | 地方自治体 (住所地) | 合計 |
| 5万円を寄付 (住民税の25%) | | 50,000 | 75,000(25,000) | 175,000(25,000) | 250,000(50,000) |

試案では、寄付金額の全額を税額控除（所得税で1/2、住民税で1/2）するものとして試算している。

「故郷寄付金控除」導入による個人寄付金額の比較



(資料) 「第5回(2001年)人口移動調査」国立社会保障・人口問題研究所 平成17年度「申告所得税標本調査結果」国税庁 平成17年度個人住民税決算